

# 平成30年4月八幡平市教育委員会定例会

日 時 平成30年4月25日（水）

午後3時00分

場 所 八幡平市役所3階大会議室

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 報告事項

(1) 各課から報告

4 付議する事件

報告第1号 八幡平市学校運営協議会規則の制定に関し承認を求めるについて

報告第2号 八幡平市博物館協議会委員の解任及び任命の専決処分に関し承認を求めるについて

報告第3号 八幡平市博物館管理運営規則の一部を改正する規則に関し承認を求めるについて

5 そ の 他

6 閉 会

会議名 平成30年4月八幡平市教育委員会定例会

日 時 平成30年4月25日(水)  
午後3時00分から 時 分

場 所 八幡平市役所 大会議室

出席者 教育長 星 俊也  
委 員 伊 藤 政 行  
委 員 羽 沢 憲 英  
委 員 宮 野 朋 士

説明員 教育総務課長兼学校給食センター所長 工 藤 久 志  
兼図書館長

教育指導課長兼教育研究所長 川 村 憲 弘

事務局 総務課長補佐兼総務係長兼文化財係長 小山田 美恵子

傍聴人 人

# 平成30年4月 八幡平市教育委員会行事報告

平成30年3月24日～平成30年4月24日

月 日	行 事 等 の 内 容	場 所 等	担当
3月27日(火)	地域おこし協力隊卒業報告式	庁議室	地域振興課
3月28日(水)	第27回岩手山焼走りマラソン全国大会 第1回実行委員会	多目的ホール棟大ホール	地域振興課
3月29日(木)	八幡平市防災会議	多目的ホール棟大ホール	防災安全課
	高齢者叙勲伝達	教育長室	教育総務課
3月30日(金)	退職者辞令交付式	本庁舎3階大会議室	総務課
4月2日(月)	定期人事異動辞令交付式	本庁舎3階大会議室	総務課
	平成30年度教育委員会辞令交付式	本庁舎3階大会議室	教育総務課
	平成30年度八幡平市教職員着任式	本庁舎3階大会議室	教育総務課
	平成30年度八幡平市教職員管理職歓迎会	八幡平ハイツ	教育総務課
4月4日(水)	児童生徒支援員等辞令交付式	本庁舎3階大会議室	教育総務課
	ひかり・みのりサポート研修会	本庁舎3階大会議室	教育指導課
	平成30年度行政連絡員会議	多目的ホール棟大ホール	地域振興課
4月5日(木)	入学式(西根中、西根第一中、松尾中)	各校体育館	教育総務課
4月6日(金)	入学式(田頭小、平笠小、平館小、寺田小、松野小、安代小、安代中、平館高校)	各校体育館	教育総務課
4月7日(土)	入学式(柏台小、田山小)	各校体育館	教育総務課
4月8日(日)	第44回SIAフェスティバル2018ウェルカムパーティー	ホテル安比グランド	地域振興課
4月9日(月)	入学式(大更小、寄木小)	各校体育館	教育総務課
4月11日(水)	ひなぎく幼稚園入園式	ひなぎく幼稚園	教育総務課
	市教育研究所運営委員会	多目的ホール棟多目的ルーム2	教育指導課
4月12日(木)	黄色い羽根街頭配布	寺田小学校入り口	防災安全課

4月13日(金)	副校長会議・学校図書館担当者会議	本庁舎3階大会議室	教育指導課
	平成30年度岩手地区校長会定期総会及び歓迎会	サンセール盛岡	教育総務課
4月16日(月)	八幡平市臨時会	市議会議場	総務課
	平成30年度第1回管内公立小・中学校長会議	盛岡市勤労福祉会館	教育指導課
	平成30年度八幡平市行政連絡会	多目的ホール棟大ホール	企画財政課
4月17日(火)	第1回校長会議	本庁舎3階大会議室	教育指導課
4月18日(水)	平成30年度岩手地区小中学校副校長会総会	サンセール盛岡	教育指導課
4月19日(木) ～20日(金)	平成30年度東北都市教育長協議会定期総会及び研修会	石巻市	教育総務課
4月22日(日)	平成30年度八幡平市スポーツ少年団結団式	総合運動公園体育館	地域振興課
4月23日(月)	平成30年度第1回盛岡教育事務所管内教育振興協議会理事会・幹事会及び懇談会	サンセール盛岡	教育指導課
4月24日(火)	学校警察生徒指導連絡協議会総会	本庁舎3階大会議室	教育指導課
4月25日(水)	平成30年度第1回奨学生選考委員会	相談室5	教育総務課
	教育委員会4月定例会	本庁舎3階大会議室	教育総務課

## 平成30年5月 八幡平市教育委員会行事計画

平成30年4月26日～平成30年5月31日

月 日	行 事 等 の 内 容	場 所 等	担 当
4月26日(木)	第70回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会一関大会実行委員会	サンセール盛岡	教育総務課
	県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換及び懇親会	サンセール盛岡	教育総務課
4月27日(金)	八幡平樹海ライン開通記念式	樹海ライン松川ゲート	商工観光課
4月28日(土)	表敬訪問(小林潤志郎氏、陵侑氏、永井秀昭氏)	西根地区市民センター	地域振興課
5月1日(火)	市議会議員当選証書付与式	大会議室	選挙管理委員会事務局
5月2日(水)	市教育研究所教育講演会・部会研究会	西根地区市民センター	教育指導課
5月8日(火)	第1回幼保小連携研修会	大会議室	教育指導課
5月9日(水)	第2回小中校長会議	ミーティング室2-1	教育指導課
5月11日(金)	八幡平市教育振興運動推進協議会総会	ホール棟大ホール	教育総務課
5月12日(土)	運動会	松尾中・安代中	教育総務課
5月14日(月)	平成30年度岩手地区特別支援教育研究会定期総会	西根地区市民センター	教育指導課
5月16日(水) ～18日(金)	第69回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会	一関市	教育総務課
5月17日(木) ～18日(金)	八幡平市議会臨時会	八幡平市議場	総務課
5月19日(土)	運動会	松野小・寄木小・安代小・西根中・西根一中	教育総務課
5月20日(日)	運動会	柏台小	教育総務課
5月22日(火)	教育委員会5月定例会	大会議室	教育総務課
5月23日(水)	八幡平市スキービー大会実行委員会総会	ホール棟大ホール	地域振興課
5月24日(木) ～25日(金)	平成30年度岩手県市町村教育委員会定期総会	ホテル大観	教育総務課
5月26日(土)	運動会	大更小・田頭小・平笠小・平館小・寺田小・田山小	教育総務課

5月27日(日)	七時雨山山開き	西根寺田登山口	商工観光課
5月29日(火)	第1回総合教育会議	大会議室	
5月31日(木)	あっぴりレーマラソン2018大会実行委員会総会	ホール棟大ホール	地域振興課

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

八幡平市学校運営協議会規則の制定について、八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月25日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

## 専 決 処 分 書

八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、次のように専決処分を行う。

平成30年3月29日

八幡平市教育委員会教育長 遠藤健悦

### 専決理由

コミュニティスクール事業を潤滑に推進していくために必要な事項を定めることの関し、会議を招集する暇がないため、専決処分するものである。

八幡平市学校運営協議会規則をここに公布する。

平成30年3月29日

八幡平市教育委員会教育長

遠藤健児

八幡平市教育委員会規則第3号

## 八幡平市学校運営協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6に規定の基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、八幡平市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域の住民、保護者等（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画や、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成を図るものとする。

### (設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者及び当該学校の所在する地域住民の意見を聞くものとする。
- 3 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設の管理及び施設設備等の整備に関すること。
- (5) その他校長が必要と認める事項に関すること。

### (意見の申出)

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

### (学校運営に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述

べることができる。

- 2 協議会は、第2条に定める目的の趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する別に定める事項について、教育委員会を経由し、岩手県教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の理解を深めること。
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の委嘱等)

第8条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

- 2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の委嘱又は任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

- 3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を委嘱又は任命するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の解任)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
  - (2) 第9条の規定に違反したとき。
  - (3) その他解任に相当する事由が認められたとき。
- 2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、八幡平市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年八幡平市条例第42号)を適用する。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(会議)

第15条 協議会の会議は、会長が開催日前に議案を示して招集し、その議長となる。ただし、緊急を要する場合は、開催日前に議案を示さずに招集することができる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(会議の公開)

第16条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適性を欠くことによって対象学校の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(任期の特例)
- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行後、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

八幡平市博物館協議会委員の解任及び任命について、八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月25日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

## 専 決 処 分 書

八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のように専決処分を行う。

平成 30 年 4 月 1 日

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

### 専決理由

平成 30 年度岩手県教職員定期人事異動及び平成 30 年度八幡平市職員定期人事異動に伴う、八幡平市博物館協議会委員の解任及び任命に関し、会議を招集する暇がないため、専決処分するものである。

別紙

1 八幡平市博物館協議会委員

① 解任しようとする者

(任期) 平成 28 年 6 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

	氏 名	所 属	備 考
1	よしだ 吉田 覚	八幡平市小中学校校長会推薦 八幡平市立安代中学校長	平成 30 年 3 月 31 日 解任
2	おおもり 大森 玲子	八幡平市保育施設協議会推薦 八幡平市立寄木保育所長	平成 30 年 3 月 31 日 解任

② 任命しようとする者

(任期) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日

	氏 名	所 属	備 考
1	いとう 伊藤 喜代美	八幡平市小中学校校長会推薦 八幡平市立安代中学校長	平成 30 年 4 月 1 日 任命
2	ふるかわ 古川 千恵子	八幡平市保育施設協議会推薦 八幡平市立田山保育所長	平成 30 年 4 月 1 日 任命

八幡平市博物館条例第 13 条第 4 項により補欠委員は、前任者の残任期間とする。



## 八幡平市博物館協議会委員名簿（30.4.1～）

(任期) 平成28年6月1日から平成30年5月31日

	氏 名		備 考
1	お の でら とし ひこ 小野寺 俊 彦		岩手県立博物館推薦 岩手県立博物館学芸第二課長 (社会教育)
2	おお た ゆう こ 太 田 優 子		岩手県立平館高等学校推薦 岩手県立平館高等学校長 (学校教育)
3	い とう き よみ 伊 藤 喜代美		八幡平市小中学校校長会推薦 八幡平市立安代中学校長 (学校教育)
4	い とう ただ お 伊 藤 忠 男		八幡平市芸術文化協会推薦 八幡平市芸術文化協会会长 (社会教育)
5	ふる かわ ちえ こ 古 川 千恵子		八幡平市保育施設協議会推薦 八幡平市立田山保育所長 (家庭教育)
6	よね かわ のり こ 米 川 紀 子		八幡平市婦人会連絡協議会推薦 八幡平市婦人会(安代地区役員) (家庭教育)
7	おお もり よし ゆき 大 森 賢 幸		一般社団法人 八幡平市観光協会 推薦 スカヘルネット代表 (学識経験者)
8	たね いち けい じ 種 市 啓 司		一般公募
9	やま もと とみ えい 山 本 富 栄		一般公募
10	たて いし ひこしろう 盾 石 彦四郎		一般公募

## 八幡平市博物館協議会委員名簿

(任期) 平成 28 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日

	氏 名		備 考
1	お の でら とし ひこ 小野寺 俊 彦		岩手県立博物館推薦 岩手県立博物館学芸第二課長 (社会教育)
2	おお た ゆう こ 太 田 優 子		岩手県立平館高等学校推薦 岩手県立平館高等学校長 (学校教育)
3	よし だ さとる 吉 田 覚		八幡平市小中学校校長会推薦 八幡平市立安代中学校長 (学校教育)
4	い とう ただ お 伊 藤 忠 男		八幡平市芸術文化協会推薦 八幡平市芸術文化協会会长 (社会教育)
5	おお もり れい こ 大 森 玲 子		八幡平市保育施設協議会推薦 八幡平市立寄木保育所長 (家庭教育)
6	よね かわ のり こ 米 川 紀 子		八幡平市婦人会連絡協議会推薦 八幡平市婦人会(安代地区役員) (家庭教育)
7	おお もり よし ゆき 大 森 賢 幸		一般社団法人 八幡平市観光協会 推薦 スカヘルネット代表 (学識経験者)
8	たね いち けい じ 種 市 啓 司		一般公募
9	やま もと とみ えい 山 本 富 栄		一般公募
10	たて いし ひこしろう 盾 石 彦四郎		一般公募

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

八幡平市博物館管理運営規則の一部を改正することについて、八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年4月25日提出

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

## 専 決 処 分 書

八幡平市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のように専決処分を行う。

平成 30 年 4 月 24 日

八幡平市教育委員会教育長 星 俊也

### 専決理由

博物館の利用促進を目的として、減免申請書を事前に提出することなく入館できるよう手続きの簡略化を平成 30 年度の早期に開始させる必要があり、会議を招集する暇がないため、専決処分するものである。

八幡平市博物館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月24日

八幡平市教育委員会教育長

星 俊也

八幡平市教育委員会規則第4号

### 八幡平市博物館管理運営規則の一部を改正する規則

八幡平市博物館管理運営規則（平成17年八幡平市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、あらかじめ」及び「市長に」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定める場合にあっては、この限りでない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



八幡平市博物館管理運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

資料

現 行	改 正 後
(入館料等の減免) 第7条 条例第7条に規定する入館料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、八幡平市博物館入館料減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。 （略）	(入館料等の減免) 第7条 条例第7条に規定する入館料の減免を受けようとする者は、八幡平市博物館入館料減免申請書（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、市長が別に定める場合にあっては、この限りでない。 （略）

